

議案第15号

福岡市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の規定に基づき、福岡市モーターボート競走事業の従事員の給与の種類及び基準に関し、必要な事項を定める必要があるによる。

福岡市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、福岡市モーターボート競走事業従事員（以下「従事員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「従事員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項の規定により、福岡市モーターボート競走の開催日その他市長が必要と認める日（以下「開催日等」という。）に日々雇い入れられる者をいう。

(給与の種類)

第3条 従事員の受ける給与の種類は、日額基本賃金並びに通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(日額基本賃金)

第4条 日額基本賃金は、規則で定める正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、次に掲げる従事員のうち規則で定めるものに対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担する従事員（第3号に掲げる従事員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用する従事員（次号に掲げる従事員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用する従事員
（時間外勤務手当）

第6条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命じられた従事員に、その正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して支給する。

（期末手当及び勤勉手当）

第7条 期末手当及び勤勉手当は、6月及び12月に規則で定める者に対して支給する。

（給与支給額決定の基準）

第8条 従事員の給与の額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めるものとする。

（給与の減額）

第9条 従事員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの日額基本賃金の額を減額する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が定めた規則その他これに類するものの規定に基づいて、施行日の前日までの勤務について支給された従事員の給与その他の給与の性格を有する一切の給付は、この条例の規定により支給した給与とみなす。

（給与の特例）

- 3 施行日から平成31年3月31日までの間に退職（従事員登録者名簿（従事員として雇い入

れられることが予定されている者として氏名、住所その他必要な事項を記載した名簿をいう。以下同じ。) から消除されることをいう。以下同じ。) をする者であって、従事員として最初に雇い入れられた日から退職までの期間が1年以上のもの(死亡による退職の場合は、その遺族)に対しては、第3条に定めるもののほか退職一時金を支給する。

4 第8条の規定は、前項の場合に準用する。

5 附則第3項の規定にかかわらず、従事員登録者名簿の登録期間中に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年福岡市条例第48号)第11条第2項各号に規定する事由その他規則で定める事由に該当する者(該当する行為をしたと認められる者を含む。)に係る退職一時金の全部又は一部については、支払われる前にあっては支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又はこれに相当するものを納付させることができる。

(福岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

6 福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 福岡市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例(平成29年福岡市条例第 号)